

6 主任技術者による竣工検査

6. 主任技術者による竣工検査

主任技術者は、給水装置工事に関する技術上の管理を誠実に行うことと水道法第25条の4第3項第1号で定められている。

給水装置工事に関する技術上の管理とは、工事の事前調査から計画、施工及び竣工検査までに至る一連の過程における技術面での管理をいい、調査の実施、給水装置の計画、工事材料の選定、工事方法の決定、施工計画の立案、必要な資機材の手配、施工管理及び工程ごとの工事の仕上がり検査（品質検査）等がこれに該当する。

〔水道法逐条解説 第四版（社）日本水道協会〕

竣工検査は、局に「給水装置工事完成届」を提出する前に行うものであり、当該給水装置工事が水道法、政令、省令、条例、条例規程その他関係法令に適合していることを確認する重要な職務である。

竣工検査の実施項目に定めはないため、指定工事業者ごと、工事内容ごとに異なってもよいが、一定のルールを定めておくことが望ましい。

参考に、分岐工事等施行時及び給水装置工事完成届提出前に確認すべき主な項目を例示する。

6.1. 施工

6.1.1. 分岐工事

- ① 配水管及び給水管以外の管から分岐されていないか。
- ② 接合部（継手）及び他の分岐位置より 30 cm以上離れているか。
- ③ 他の埋設物又は構造物と 30 cm以上離れているか。
- ④ 直管部から分岐しているか。
- ⑤ 道路内及び宅地内の埋設深さが基準又は指示どおりであるか。
- ⑥ 口径が適切であるか。
- ⑦ 管種に応じた器材で穿孔されているか。
- ⑧ 管穿孔口防錆工法用挿入コアを装着しているか。
- ⑨ 配管材料が本市指定器材であるか。
- ⑩ 被分岐管に対し、横断は直角、縦断は官民境界に平行に布設されているか。
- ⑪ 接合が適切で、通水後の漏れがないか。
- ⑫ 分岐部への防食シートが装着してあるか。
- ⑬ 残留塩素を確認できたか。
- ⑭ 配水管からステンレス鋼管で取り出す場合の分水ソケットは絶縁構造か。

6.1.2. 配管

- ① 給水管及び給水用具が構造・材質基準に適合しているか。
- ② 適切な施工方法が取られているか。
- ③ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていたり、他の水管と接続されていないか。
- ④ 口径、経路、構造等が適切であるか。
- ⑤ 所定の埋設深さが確保されているか。
- ⑥ 水の汚染、破壊、侵食、凍結、結露等を防止するための適切な措置がなされているか。
- ⑦ 防護、防振の処置が適切であるか。
- ⑧ 逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保がなされているか。
- ⑨ 適切な接合が行われ、通水後の漏れがないか。

6.1.3. 分水止め・分岐止め

- ① 給水管切断の工法が適切か。
- ② 工事場所以外で水が供給されなくなった家屋、水栓等はないか。
- ③ 残存管の処理・処分は適切か。

6.1.4. 止水栓・仕切弁

- ① ハンドルの軸の位置がボックスの中心にあり、傾きがないか。
- ② 開閉方向が正しく、開閉操作に支障がないか。
- ③ ボックスが周辺の地面等と段差なく据え付けられ、破損等がないか。

6.1.5. メーター

- ① 水栓番号とメーター番号が新開又は再開伝票と一致しているか。
- ② 逆取付けがないか。
- ③ 伸縮しろが適切で、メーターの取付け・取外しが容易にできるか。
- ④ メーターがボックスの中央に据付けられ、メーター用止水栓とメーター２次側ナットがボックス内に収められているか。
- ⑤ ボックスが周辺の地面等と段差なく据え付けられ、破損等がないか。

6.1.6. 道路工事

- ① 埋設物の調査を行っているか。
- ② 関係官公署、企業、近隣住民等との調整（事前説明、施工日時など）が十分であるか。
- ③ 事故防止・交通安全対策が万全であるか。

- ④ 施工後の手続き（関係機関等への書類の提出や報告など）、現場の清掃を確実に行ったか。
- ⑤ 復旧跡の状態は良好か。

6.2. 作図

6.2.1. 基本事項

- ① 局指定の様式（「4.5. 様式の標準寸法と配置」を参照）を使用しているか。
- ② 平面図と透視図が現地と整合し、見やすく記入されているか。
- ③ 給水装置の配管、止水栓、メーター、受水槽等が、分岐部から建物内部の末端まで所定の記号を用いて記入されているか。
- ④ 配管が実線で記入されているか。

6.2.2. 属性データ

- ① 水栓番号又は幹線番号、工事場所が正しく記入されているか。
- ② 他の給水装置から分岐した場合、分岐元の給水管の水栓番号又は幹線番号も記入されているか。
- ③ 分水止め又は分岐止めを行った場合の履歴と切断した給水管の口径が記入されているか。
- ④ 工事履歴、図番、給水方式、建物の給水階高、設計水压に記入漏れがないか。

6.2.3. 平面図

- ① 方位記号、縮尺が記入されているか。
- ② 道路形態及び幅員を記入し、公道、私道の区別、開発等における区画道路の帰属の有無が明記されているか。
- ③ 当該建物と隣接家屋との位置関係が正しいか。
- ④ 分岐又は切断元の配水管又は給水管の管種、口径、土被り及び占用位置（分岐又は分岐元が他の給水管の場合には、その給水管の水栓番号又は幹線番号も）が記入されているか。
- ⑤ サドル付分水栓以外の方法で分岐した場合の使用材料が記入されているか。
- ⑥ 分岐箇所及び道路上の弁栓類のオフセットが正確に記入されているか。
- ⑦ メーター口径が記入されているか。
- ⑧ 共同住宅等の場合、部屋毎に部屋番号及び水栓番号が記入されているか。
- ⑨ 給水方式ごとに、次の事項が記入されているか。

受水槽式の場合	受水槽及び高架水槽の有効水量
直結増圧式の場合	直結増圧ポンプの製造メーカー及び機種
特例直結直圧式の場合	増圧給水設備設置予定スペース

6.2.4. 透視図及び対照表

- ① 配管ごとの寸法が記入されているか。
- ② 管種・口径・施工年月ごとに番号が記入され、重複がないか。
- ③ 番号にしたがい対照表の管種、口径、数量、施工年月が記入されているか。

6.2.5. その他

6.2.1. ～6.2.4. のほか、特殊なケースなどにおいて、必要な情報が記入されているか。